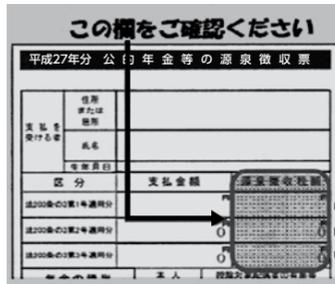
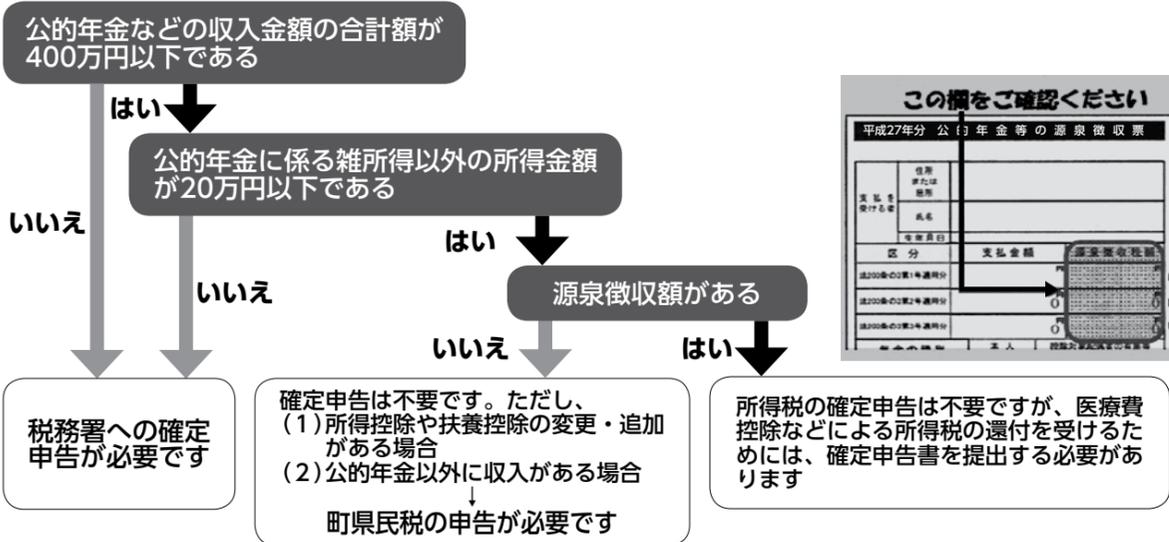


税

公的年金などの受給者は所得税の確定申告が不要になる場合があります

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117



税

確定申告のための申告書作成会を実施します

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

年金収入の人の申告書作成会

確定申告が必要な人(還付申告も含む)は、ぜひご利用ください。  
※年金以外の収入(農業、営業など)がある人は、2月16日(火)から受け付けます。

- 日程 2月9日(火) 大津小・大津南小・美咲野小学校区の人
- 2月10日(水) 室小・大津北小・護川小・大津東小学校区の人
- 時間 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
- 場所 町中央公民館2階 大会議室
- 必要な書類 下記の申告に必要な書類をご確認ください。

住宅ローン控除(新規)の申告書作成会

平成27年中に住宅を購入し建築した人で、借入金がある人は、1年目の年に確定申告をすることで控除を受けられます。下記の日程で、税務署と合同で事前に申告書の作成会を実施します。左記の日時が都合の悪い場合は町の申告受付会場ではなく、税務署での申告をお願いします。

- 日程 2月9日(火)、2月10日(水)
- 時間 午前9時～午前11時 午後1時～午後3時
- 場所 町中央公民館2階 大会議室
- 必要な書類 住民票の写し、借入金の年末高証明書、家屋・土地の登記簿謄本、家屋・土地の工事請負契約書又は売買契約書の写し、その他「申告に必要な書類」をご覧ください。

注意事項

必要書類がない場合は、受け付けできません。申告の内容によっては税務署をご案内する場合があります。会場は大変混雑するため、待ち時間・申告受付ともに長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりを持ってください。2月11日(木)～2月15日(月)は申告受付を行いません。

- 申告に必要な書類
- ・給与、年金などの源泉徴収票(源泉徴収票がないと申告ができません。年金の場合は通知書とは異なりますので、確認して持参ください)
  - ・印かん(スタンプ印不可)
  - ・生命保険料、地震保険料などの控除証明書
  - ・任意継続保険領収書、国民年金納付証明書
  - ・医療費の領収書、保険や高額医療の払戻額が分かる明細書
  - ・所得税が還付になる場合、振込先の預金通帳 など

税

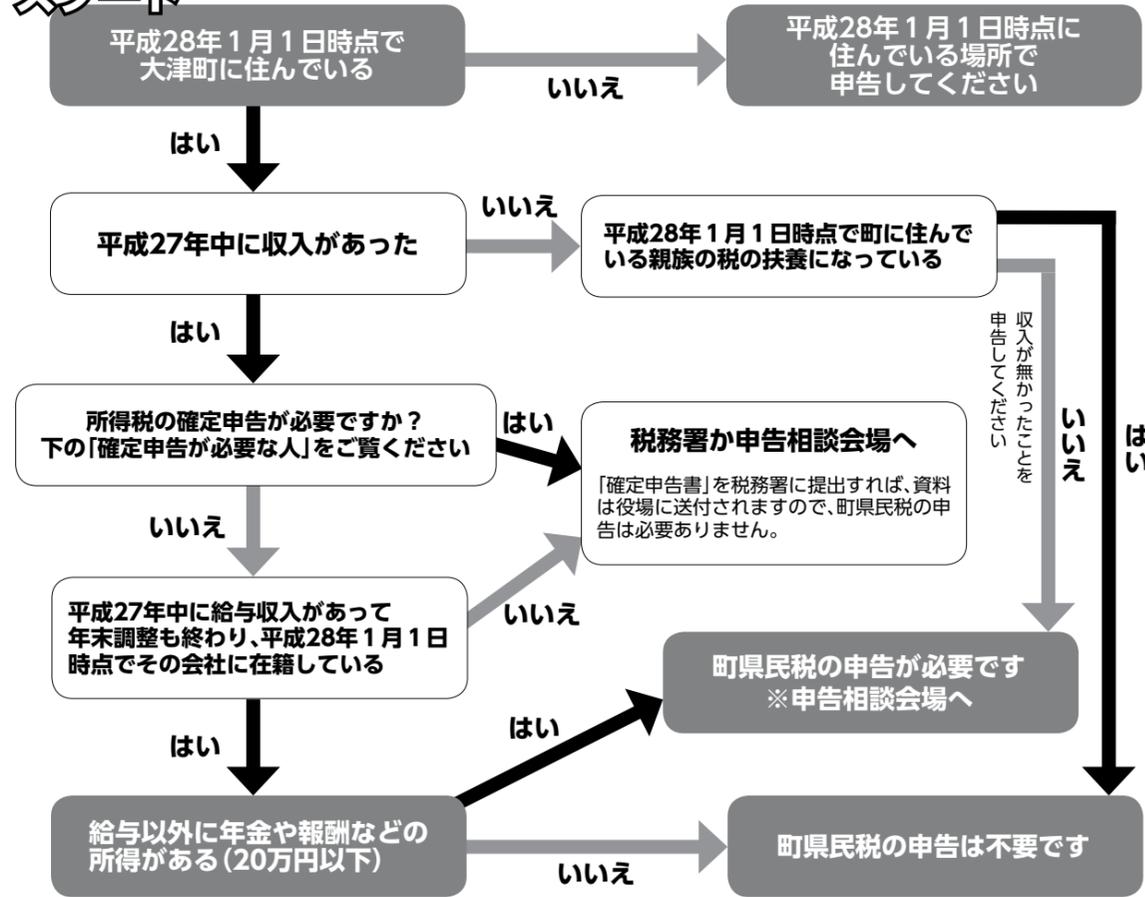
町県民税の申告の準備はお早めに!

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。申告が必要かどうか調べてみましょう。町県民税は、前年(平成27年1月～12月)の所得(収入から必要経費などを差し引いた金額)に基づき計算される、県や町に納める税金です。

**申告相談会場**  
町中央公民館 2階 大会議室  
**申告期間**  
2月16日(火)～3月15日(火)(土、日を除く)

スタート



確定申告が必要な人

- ▶ 給与の年収が2,000万円を超える人
- ▶ 給与を2カ所以上からもらっている人
- ▶ 給与所得、年金以外の所得金額が20万円を超える人(20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ▶ 土地・建物などの譲渡所得がある人
- ▶ 生命保険(死亡・満期)受取による所得がある人
- ▶ 昨年マイホームを住宅ローンで購入した人で、住宅借入金等特別控除を受ける人
- ▶ 多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人など(高額療養費などの払い戻しがある場合はその手続きが終わってから申告をしてください)